

令和7年度 埼玉版 FEMA（大規模地震時における避難所支援）
シナリオ作成等業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

埼玉版FEMAによる大規模地震時における避難所支援訓練を通じて、対処すべき事項や役割分担について、関係機関（国、県、市町村、医療機関、福祉団体等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、県全体の避難所支援への対応力を強化するため、訓練で用いるシナリオ作成等業務を委託することを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

埼玉版 FEMA（大規模地震時における避難所支援）訓練に係る業務を行う。
詳細は以下のとおり。

（1）大規模地震時における避難所支援で対処すべきシナリオの作成

首都直下地震発生時の避難所運営において対処すべきシナリオを作成する。
具体的には以下のとおり。

【シナリオの種類】

- ・ 訓練シナリオ
- ・ 役割分担表
- ・ タイムライン
- ・ 対処事項フローチャート

ア 取り扱う場面・想定事例

① 場面

- ・ 首都直下地震により広範囲に被害が発生し、県南東部を中心に多数の避難所が開設される。
- ・ 被災市から県に対して避難所における福祉的支援の人的支援の要請あり。
- ・ 首都直下地震発生24時間後から、医療・介護・福祉サービス提供体制がほぼ復旧する約1か月までの期間で、本部及び避難所において多職種の専門職が支援を行う場面。

- ・保健師や自衛隊、NPO など様々な関係者が避難所に入出入りして支援活動を行っているところ、それぞれが有している情報を横断的に共有する仕組みの構築に手間取っている。

②想定される参加機関

市町村、自衛隊、DMAT、医師会、日赤埼玉県支部、DHEAT、DWAT、JRAT、JMAT、DPAT、災害派遣Ns、栄養士会 など

③主な想定事例

a 本部関係

- ・保健医療調整本部の設置
- ・災害リハビリテーション・リエゾンの配置
- ・埼玉 JRAT 本部の設置
- ・避難所の状況把握（日赤医療救護班、DMAT などによるスクリーニング）
- ・派遣チームの編成（現場のニーズを踏まえ、保健医療福祉調整本部が司令塔となって各団体の調整、他県からの応援の受け入れ）
- ・情報収集・共有（本部）
- ・関係機関への情報伝達
- ・被害が大きい地域での交通規制

b 避難所関係

- ・情報収集・共有（避難所）
- ・災害リハビリテーション（被災混乱期、応急修復期、復旧期）
- ・高齢者の避難者（廃用性症候群等）
- ・障害者の避難者
- ・子どもの避難者
- ・福祉避難所との調整
- ・車中泊の避難者
- ・避難所での停電、断水
- ・福祉用具の確保
- ・避難所に避難できず自宅にとどまる人
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）との調整
- ・他職種との調整
- ・二次避難

イ シナリオの作成

シナリオの作成は、必要に応じ、関係機関への照会やヒアリング、事例調査、文献調査、専門家への意見聴取を行い、それらの情報を基に作成すること。なお、シナリオは図上訓練（検討会方式）（以下、「訓練」という。）で使用することに留意して作成すること。

（２）訓練の調整・実施

作成したシナリオに基づき、委託者へ協議の上、関係機関が参加する訓練を実施するための、調整、準備、実施を行うこと。なお、1回の参加人数は70人（12機関）（対面20人、Web50人）程度を想定している。

ア 訓練の準備

訓練実施に先立ち、資料や物品等の準備を委託者とともに行うこと。

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・出席者名簿、当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成や準備
- ・訓練で使用する物品の準備

イ 参加者の調整

訓練の参加者に対し、実施連絡や出席者の照会等を、委託者と分担して行うこと。

ウ 当日の運営

訓練前は会場設営や受付を行うこと。また、訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。また、Webによる訓練参加又は訓練の視聴ができるようにすること。

エ 訓練後の事務

訓練実施後、訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。また、訓練で出た意見等をシナリオへ反映し、訓練結果報告書とともに参加者へフィードバックすること。

（３）打合せの実施、会議等への出席

委託者と受託者で適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。

(4) 委託事業報告書の作成

委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

(5) 成果品の提出

本業務完了時に、受託者は成果品として以下のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	本業務で使用したシナリオ・資料等一式	電子データ
2	委託業務報告書	電子データ
3	図上訓練結果（記録写真データ）	電子データ

5 その他注意事項

- (1) 企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、防災基本計画等を把握し、業務に反映すること。
- (3) 受託者は、専任の担当者を配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでも構わない。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。
- (4) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (5) 委託者は、受託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

6 委託業務実施に当たっての留意点

- (1) 著作権の取扱い
受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む）を委託者に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物
納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 定めのない事項等
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。